

指定通所介護 重要事項説明書

改訂 R6.4.1

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な指定通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	ディサービスおおくぼ
指定番号	富山市指定 第1670115482号
所在地	〒939-2251 富山市下大久保1530番地1
管理者の氏名	野口 久子
電話番号	076-468-2001
FAX番号	076-468-2006
サービスを提供する地域	旧大沢野町、熊野校下

(2) 職員配置基準

	職務の内容	人員	国が定める基準
管理者	業務の一元的な管理	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2名	2名
看護職員	心身の健康管理・口腔衛生と機能チェック及び指導・保健衛生管理	2名	1名
介護職員	介護業務	6名	4名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	2名	1名

※当施設は法令で定められた配置基準を満たしています。

(3) 設備の概要

施設の種類	室	備考
食堂	1	利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
機能訓練室	1	利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
その他の設備	1	設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

	定員※	営業時間帯	サービス提供時間(最長)
月曜日～土曜日	30人	8:00～17:00	8時間以上9間未満

※ 定員には介護予防を含みます。

※ 日曜日、年始(1/1～1/3)は休業とさせていただきます。

3. サービスの内容

主なサービス	サービスの内容
(1) 送迎	① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。 ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事	利用者にあった食事を提供します。
(3) 入浴	見守りや直接介助により、一般浴・機械浴等の入浴を提供します。
(4) 機能訓練	機能訓練指導員、看護師、介護職員等が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
(5) 生活相談	事業者の従業者はもとより、関係機関と連絡調整し生活の向上を目指します。
(6) レクリエーション	① 併設施設において実施される行事等に参加することもできます。 ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。
(7) 排泄	随時、排泄介助をいたします。 (おむつ利用の方は、おむつを持参下さい)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※別紙に定める通り

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ お弁当の持込はご希望により応じますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面及びこれに係る事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	平口 奈緒
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に

1 回以上開催すると共にその結果について従業員に周知徹底しています。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	受付担当者	平口 奈緒
ご相談窓口	解決責任者	野口 久子
ご利用時間	月～金曜日	8:30～17:30
ご利用方法	電話番号	076-468-2001（受付担当者） 076-467-1000（解決責任者）

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

富山市役所介護保険課	住所：富山市新桜町7番38号 電話：076-443-2041 受付：月～金曜日（8:30～17:15）土日・祝日を除く
富山市大沢野行政サービスセンター	住所：富山市高内333番地 電話：076-468-1111 受付：月～金曜日（8:30～17:15）土日・祝日を除く
富山県国民健康保険会 団体連合会	住所：富山市下野字豆田995番地3 電話：076-431-9833 受付：月～金曜日（9:00～17:00）土日・祝日を除く
富山県福祉サービス運営適正化委員会 （富山県社会福祉協議会内）	住所：富山市安住町5番21号 電話：076-432-6157 受付：月～金曜日（9:00～16:00）土日・祝日を除く

16. 協力医療機関等

事業者は、利用者の主治医のほか下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

☆みなみの星病院	住所：富山市二俣382
----------	-------------

□緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、事前面接時にご指示いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

【事業者】

所在地 富山市下大久保 1530 番地 1
法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会
事業所名 ディサービスセンターおおくぼ

(富山市指定 第 1 6 7 0 1 1 5 4 8 2 号)

理事 野口 久子

説明者の職名氏名
職 名 生活相談員
氏 名

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【利用者代理人（選任した場合）】

住 所

氏 名
(続柄)

□ 介護報酬告示額

居宅介護サービス費		1日の利用者負担額(単位)		
1) 基本料金	介護区分	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
5時間以上6時間未満	要介護1	570	1140	1710
	要介護2	673	1346	2019
	要介護3	777	1554	2331
	要介護4	880	1760	2640
	要介護5	984	1968	2952
6時間以上7時間未満	要介護1	584	1168	1752
	要介護2	689	1378	2067
	要介護3	796	1592	2388
	要介護4	901	1802	2703
	要介護5	1008	2016	3024
7時間以上8時間未満	要介護1	658	1316	1974
	要介護2	777	1554	2331
	要介護3	900	1800	2700
	要介護4	1023	2046	3069
	要介護5	1148	2296	3444
8時間以上9時間未満	要介護1	669	1338	2007
	要介護2	791	1582	2373
	要介護3	915	1830	2745
	要介護4	1041	2082	3123
	要介護5	1168	2336	3504
2) 加算料金	加算条件等	1回の利用負担額(単位)		
		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の配置	22	44	66
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助	40	80	120
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練の実施	56	112	168
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練の実施	76	152	228
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練の実施	20	40	60
中重度ケア体制加算	要介護3以上が30%以上	45	90	135
生活機能向上連携加算Ⅰ		100/月	200/月	300/月
生活機能向上連携加算Ⅱ		200/月	400/月	600/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上のための指導・実施	150/1回	300/1回	450/1回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上のための指導・実施	160/回	320/回	480/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	栄養状態の情報共有	20/1回	40/1回	60/1回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	栄養状態の情報共有	5/1回	10/1回	15/1回
ADL維持加算(Ⅰ)	自立支援・重度化防止	30/月	60/月	90/月
ADL維持加算(Ⅱ)	自立支援・重度化防止	60/月	120/月	180/月

科学的介護推進体制加算		40/月	80/月	120/月
送迎を行わない場合の減算	居宅⇔通所介護事業 所間の送迎未実施	-47/片道		-94/片道
中山間地域に居住する者 へのサービス提供加算	旧大沢野・熊野校下以 外の利用者への送迎	月間介護サービス費の5.0%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護に携わる職員の 処遇改善の実施	月間介護サービス費の5.9%		
介護職員等特定職員処遇改 善加算Ⅰ		月間介護サービス費の1.0%		
介護職員等ベースアップ 等支援加算		月間介護サービス費の1.1%		
<p>※加算料金の算定費目は当施設が対応している加算料金サービス費のみに限定して掲載しています。</p> <p>※富山市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数に10.14円を乗じた金額となります。また、利用者負担額（単位）は保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認下さい。</p>				
□その他の費用		利用負担額(円)		
(1) 昼食代		1回	650円	
(2) おやつ代		1回	100円	
(3) 行事費・日常生活費		実費		
(4) おむつ代		実費		
(5) 口座引落手数料 ※口座引落の場合		1回	110円	

指定通所介護 利用契約書

指定通所介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 社会福祉法人おおさわの福祉会ディサービスセンターおおくぼ（以下、「事業者」という）は、要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所介護サービスを提供します。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護認定状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の2日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護認定状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

(サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。

2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、通所介護の目標を設定し、「通所介護計画」に基づきサービスを計画的に行います。

3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、「通所介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

(サービス内容及びその提供)

第4条 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という。）に定めたとおりです。

2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。

3 事業者は、「通所介護計画」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

(緊急時の対応)

第5条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第6条 事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(秘密保持・個人情報の保護)

- 第7条 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- なお、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
- 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - 五 事業所内の広報物又は家族会での説明をする場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

(賠償責任)

- 第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(利用者負担金及びその変更)

- 第9条 利用者は、サービスの対価として、「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
- その際には、事業者は利用者に事前に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヵ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

(利用者負担金の支払い)

- 第10条 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割をお支払いいただ

きます。

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の1割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月12日までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により翌月17日までに支払います。
 - (1) 当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する。）
 - (2) 現金による支払い

（利用者負担金の滞納）

- 第11条 利用者が、正当な理由なく利用者負担金を3ヵ月以上滞納した場合には、事業者は文書により20日以上期間を定めてその期間内に滞納金の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
 - 3 事業者は、前項に定める調整を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
 - 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

（契約の満了）

- 第12条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。
- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき
 - (2) 利用者が死亡したとき
 - (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき
 - (4) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（利用者の解約権）

- 第13条 利用者は事業者に対して、契約満了希望日の4営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。
- ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

（事業者の解約権）

- 第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した通知することにより本契約を解除することができます。
- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 第11条による場合
 - (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず

かわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約終了時の援助)

第 15 条 契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第 16 条 事業者は、利用者又はその家族からの通所介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(代理人)

第 17 条 利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(裁判管轄)

第 18 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第 20 条 この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が 1 通ずつ所持するものとします。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所.....

氏 名.....

【利用者代理人（選任した場合）】

住 所.....

氏 名.....

【事業者】 所在地 富山市下大久保 1530 番地 1
法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会
事業所名 ディサービスセンターおおくぼ
理 事 野 口 久 子